

具体的な提案に関する注意事項

1. 本委託の特徴を踏まえ、仕様書どおりの業務を行う上で、評価項目の詳細事項に係る配慮すべき事項又は技術的所見が、効果的かつ具体的かどうかを評価する。
2. 具体的な提案は、A 4 版五十枚以内で記述すること、また 11 ポイントの文字で記述することとし、枠の大きさや設定された書式を変更しないこと（枠内破線の移動や削除は可）。必要に応じ、記述内容を補助する図や表を別紙として添付してもよい。この場合における別紙の書式については自由なものとする。なお、図や表だけに記述された文章は、加点評価の対象としない。
3. 自社の名称、過去に実施した案件名や履行場所等、自社を特定できる記述は行わない。
4. 提案項目数は 9 項目とし、9 項目を超過した提案項目は評価対象としない。ただし、9 項目を超過した提案項目も履行義務を負う（施行不可と判断されたものを除く）。なお、9 項目に満たない提案項目数であっても、失格とするものではない。
5. 1 つの提案項目は、1 つの着目対象（〇〇対策等）に限って設定すること。複数の着目対象に対する提案項目を記載した場合には、当該提案項目を加点評価対象としない。ただし、当該提案項目についても履行義務を負う（施行不可と判断されたものを除く）。なお、提案項目 8・9 については最大で 2 つの提案が行えるものとする。
6. 具体的な提案には、実施方法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件のときだけ行う場合）やその効果等を具体的に記述すること。なお、「必要に応じて行う」「出来る限り努力する」等の曖昧な表現による記述内容は加点評価しない。ただし、当該記述内容についても履行義務を負う（施行不可と判断されたときを除く）。
7. 以下に示すような提案項目は実施を認めないものとし、加点評価しない。
 - ①設置物の変更が伴うもの
 - ②他機関等との新たな協議や調整を要するもの
 - ③現場条件を踏まえていない実施不可能なもの
 - ④施行に対する安全性への配慮に欠けるもの
 - ⑤周辺住民や施設利用者に対して著しく迷惑となるものや、環境に悪影響を及ぼすもの
 - ⑥過度なコスト負担を要するもの
8. 以下に示す場合は失格とする
 - ①白紙の場合 ※提案がない場合を除く

- ②各種法令違反の記述がある場合
 - ③目的物の主たる部分等について、重大な品質低下を招くような施行方法等の場合
 - ④A 4 版五十枚を超えて記述した場合
 - ⑤具体的な提案において、設定されている文字のポイント、枠の大きさを変更した場合
- ※別紙の書式を除く